

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第46回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年10月9日 18:12

宛先: 櫻井 壯太郎(副長官補本室); 高岩 直樹(副長官補本室)

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (22 KB); ①条文案・理由.jtd (72 KB); ②法案概要(五枚).jtd (90 KB); ③読替表(法律案).jtd (393 KB)

内閣官房副長官補室(内政) 高岩様、櫻井様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第46回)を、10月9日(火)に内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

[Redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])

[Redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第46回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年10月9日 18:14

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (22 KB); ①条文案・理由.jtd (72 KB); ②法案概要(五枚).jtd (90 KB); ③読替表(法律案).jtd (393 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第46回)を、10月9日(火)に内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)
御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくご願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

【機2】法制局への持ち込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年10月9日 18:19

宛先: 淡路 恵介(副長官補本室)

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (22 KB); ①条文案・理由.jtd (72 KB); ②法案概要(五枚).jtd (90 KB); ③読替表(法律案).jtd (393 KB)

内閣官房副長官補室(内政) 淡路様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第46回)を、10月9日(火)に内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文案等資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第46回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年10月9日 18:24

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (22 KB); ①条文案・理由.jtd (72 KB); ②法案概要(五枚).jtd (90 KB); ③読替表(法律案).jtd (393 KB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第46回)を、10月9日(火)に内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくご願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第46回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年10月9日 18:27

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (22 KB); ①条文案・理由.jtd (72 KB); ②法案概要(五枚).jtd (90 KB); ③読替表(法律案).jtd (393 KB)

警察庁警備局警備企画課 小林様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第46回)を、10月9日(火)に内閣法制局に持ち込みました。

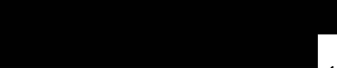

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部


Tel 03-5253-2111 (内線 )

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第46回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年10月9日 18:29

宛先: [REDACTED]

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (22 KB); ①条文案・理由.jtd (72 KB); ②法案概要(五枚).jtd (90 KB); ③読替表(法律案).jtd (393 KB)

公安調査庁 総務部審理室 [REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第46回)を、10月9日(火)に内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくご願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
[REDACTED]
Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第46回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年10月9日 18:32

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (22 KB); ①条文案・理由.jtd (72 KB); ②法案概要(五枚).jtd (90 KB); ③読替表(法律案).jtd (393 KB)

法務省 刑事局公安課 櫻谷様 [REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第46回)を、10月9日(火)に内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)
御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
[REDACTED]
Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第46回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年10月9日 18:34

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (22 KB); ①条文案・理由.jtd (72 KB); ②法案概要(五枚).jtd (90 KB); ③読替表(法律案).jtd (393 KB)

外務省 大臣官房総務課 [redacted] 様、[redacted] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第46回)を、10月9日(火)に内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文案等資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)
御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[redacted]
[redacted]
Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第46回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年10月9日 18:36

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (22 KB); ①条文案・理由.jtd (72 KB); ②法案概要(五枚).jtd (90 KB); ③読替表(法律案).jtd (393 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第46回)を、10月9日(火)に内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)
御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第46回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年10月9日 18:38

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (22 KB); ①条文案・埋田.jtd (72 KB); ②法案概要(五枚).jtd (90 KB); ③読替表(法律案).jtd (393 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 [redacted] 様、[redacted] 様、[redacted] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第46回)を、10月9日(火)に内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第46回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年10月9日 18:40

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (22 KB); ①条文案・理由.jtd (72 KB); ②法案概要(五枚).jtd (90 KB); ③読替表(法律案).jtd (393 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第46回)を、10月9日(火)に内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)
御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第46回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年10月9日 18:42

宛先: [REDACTED]

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (22 KB); ①条文案・理由.jtd (72 KB); ②法案概要(五枚).jtd (90 KB); ③読替表(法律案).jtd (393 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 根橋様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第46回)を、10月9日(火)に内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)
御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしく願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

秘密保全法制 法制局持込み資料

平成24年10月9日

- 条文案・理由
- 法案概要（五枚）
- 読替表（法律）

特別秘密の保護に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特別秘密の指定等（第三条・第四条）

第三章 特別秘密の取扱い（第五条・第六条）

第四章 適性評価等（第七条―第十三条）

第五章 雑則（第十四条―第十六条）

第六章 罰則（第十七条―第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が増大している中で、政府が国及

び国民の安全の確保に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し必要な事項を定めることによりその漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二

項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院

2 この法律において「特別秘密」とは、次条第一項の規定により指定された事項をいう。

3 この法律において「我が国の安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 我が国の安全保障

二 国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。次項第二号及び別表第二号ロにおいて同じ。）との間で生じている問題の解決

4 この法律において「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

- 一 政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動
- 二 外国の利益を図る目的で行われる活動であつて、次に掲げるもの

イ 国及び国民の安全の確保のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ 大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であつて、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

5 この法律において「テロリズム防止等」とは、次に掲げるものをいう。

一 テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であつて、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。別表第三号イにおいて同じ。）による被害の発生又は拡大の防止

二 特定有害活動の抑止

第二章 特別秘密の指定等

（特別秘密の指定）

第三条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあつてはその機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であつて、公になつていな

いものうち、当該各号に定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

一 別表第一号に該当する事項 その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

二 別表第二号に該当する事項 その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

三 別表第三号に該当する事項 その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

2 前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3 行政機関の長は、共有事項（当該行政機関が他の行政機関に提供し、若しくは他の行政機関から提供を受けた事項、又は当該行政機関及び他の行政機関が同一の機会に行政機関以外の者から提供を受けた事項をいう。次項及び次条第四項において同じ。）について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（次項において「特定行政機関」という。）の長に協議しなければならない。

4 行政機関の長は、前項の規定による協議を経て当該共有事項について指定をしたときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

5 警察庁長官は、警察共有事項（警察庁が都道府県警察に提供し、若しくは都道府県警察から提供を受けた事項、又は警察庁及び都道府県警察が同一の機会に都道府県警察以外の者から提供を受けた事項をいう。以下この項において同じ。）について指定をしたとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

(指定の有効期間及び解除)

第四条 行政機関の長は、指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時に於いて、当該指定をした事項が前条第一項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

3 行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

4 行政機関の長は、他の行政機関の長が指定をした共有事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったと思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

第三章 特別秘密の取扱い

(他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合)

第五条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り

、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

（特別秘密の取扱者等）

第六条 行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であつて、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一 当該行政機関の職員であつて、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの 当該行政機関の長が

その者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二 当該行政機関の職員であつて、第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの 当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、特別秘密を取り扱うことができるものとする。

一 当該行政機関の長

二 次に掲げる職を占める者

イ 国务大臣（前号に掲げる者を除く。）

ロ 内閣官房副長官

ハ 副大臣

ニ 大臣政務官

ホ イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一

項の評価の対象とすることが適当でない職として政令で定める職

三 特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であつて、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員について確認措置（次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ。）を講じたもの（当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合に限る。）

四 法令の規定により他の行政機関の職員をもつて充てることとされている当該行政機関の職員であつて、前項及びこの項（この号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができるもの

3 第一項及び前項（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並

びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、それぞれ読み替えるものとする。

4 行政機関の長は、前条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、次の各号に掲げる者であつて、当該各号に定める要件に該当するもののみが特別秘密を取り扱うべき旨の条件を付するものとする。

一 当該契約業者の役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）であつて、その者についての第十条において準用する次条第一項の評価で直近に実施されたものにより適性を有すると認められたもの 当該行政機関の長が当該契約業者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二 当該契約業者の役職員等であつて、第十条において準用する第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの 当該行政機関の長が当該契約業者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長が

当該契約業者に対し第十条において準用する次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

第四章 適性評価等

(行政機関の職員に係る適性評価)

第七条 行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一 当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあつては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であつて、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるものの

三 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知をした日から五年を経過していない者であつて、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

- 2 行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。
 - 一 特定有害活動との関係に関する事項
 - 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
 - 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
 - 四 薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
 - 五 精神疾患に関する事項
 - 六 飲酒についての節度に関する事項
 - 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 3 行政機関の長は、前項**第一号に掲げる事項**についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。
- 4 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

- 一 行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
- 二 行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、**及び**資料の提出を求めさせ、**並びに**照会して報告を求めることがある旨
- 三 第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨
- 五 行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、**当該行政機関**の職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、**若しくは**評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 六 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。
- 七 前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、

これを通知しないものとする。

8 第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条 行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であつて、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一 前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二 前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2 行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めるときは、その旨を評価対象者に対し通知

するものとする。

(都道府県警察の職員に係る適性評価)

第九条 前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これらの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号及び同条第五項中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、同条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第三項の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、前条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「次条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、それぞれ読み替えるものとする。(契約業者の役職員等に係る適性評価)

第十条 第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号及び同条第五項中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」と、第七条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第四項第一号」と、第八条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第十条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、それぞれ読み替えるものと

する。

(適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限)

第十一条 行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を利用し、又は提供してはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第十二条 行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2 契約業者は、その使用し、又は使用していた者が適性評価の実施について第十条において準用する第七

条第四項の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(確認措置の実施についての準用)

第十三条 第十一条及び前条第一項の規定は、確認措置の実施について準用する。この場合において、第十条中「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、前条第一項中「行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施について第六条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による同意をしなかったこと又は同号の規定による質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったこと」と、それぞれ読み替えるものとする。

第五章 雑則

(その他の保護措置)

第十四条 行政機関の長及び警察本部長は、第三条、第四条及び第六条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、第七条第四項の規定による告知の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(この法律の解釈適用)

第十六条 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようないふことがあつてはならない。

第六章 罰則

第十七条 特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2 前項の場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたと

きは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十八条 次に掲げる行為により**行政機関、都道府県警察又は契約業者が保有する特別秘密**を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

一 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

二 財物の窃取

三 施設への侵入

四 施設若しくは設備を損壊し、又はその錠を特別秘密を保有する者**者**（次号及び第八号において「保有者」という。）の同意なくはせず行為

五 映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設

に設置する行為

六 施設又は施設の区画された部分に係る振動を当該施設又は当該部分の外部から検知してこれらの内部の音声に係る情報に変換する機能を有する機器を使用する行為

七 有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為

八 不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第六十八條の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の電子計算機による保有者の管理を害する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 前二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

第十九条 第十七条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2 第十七条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第二十条 第十七条第三項若しくは第十八条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十七条第一項、第二項若しくは第十八条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第二十一条 第十七条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 第十八条及び第十九条の罪は、刑法第二条の例に従う。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

二 附則第六条の規定 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律（平成二十四年法律第 号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）」を「自衛隊の権限（第八十七条―第九十六条）」に、「第二百二十六条」を「第二百二十五条」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 自衛隊の権限

第九十六条の二を削る。

第二百二十二条を削り、第二百二十三条を第二百二十二条とし、第二百二十四条から第二百二十六条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第四を削る。

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法（次条において「旧自衛隊法」という。）第九十六条の二第一項の規定により防衛秘密として指定されている事項は、施行日において第三条第一項の規定により防衛大臣が同項第一号に係る特別秘密として指

定した事項とみなす。この場合において、防衛大臣は、施行日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為及び旧自衛隊法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務としていた者であつて施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものがその業務により知得した防衛秘密に関し、施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第六条 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十四条の見出しを「(個人情報の保護に関する法律等の一部改正)」に改め、同条に次の一号を加える。

三 特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第 号）第二条第一項第一号

（内閣法の一部改正）

第七条 内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「助け、」の下に「第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第 号）第二条第二項に規定する特別秘密の保護に関するもの及び」を加える。

（調整規定）

第八条 施行日が国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日後である場合には、前条中「第十八条第二項」とあるのは「第十九条第二項」とする。

別表（第三条、第五条関係）

- 一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの
- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達のに供する暗号
- チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）
- 二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの
- イ 我が国の安全保障等に係る重要施策の方針
- ロ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容

- ハ 外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号
- 三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの
 - イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究
 - ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報
 - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

理由

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する一定の事項のうち特に秘匿することが必要なものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えい等に対する罰則等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別秘密の保護に関する法律案の概要

第1 趣旨

- 1 国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大している。また、外国情報機関等への情報漏えいの脅威に加えて、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、インターネット上への情報の漏えいや標的型サイバー攻撃といった新たな脅威が高まっていることから、これらの脅威への対応が急務となっている。
- 2 こうした中、政府が国及び国民の安全の確保に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する重要な情報について、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要である。
- 3 これらの状況に鑑み、有識者会議の報告書や国民各層から寄せられた意見を踏まえ、国民の権利利益との適切なバランスを確保しつつ、実効性のある秘密保全法制を整備するもの。

第2 概要

1 特別秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特別秘密の指定等

ア 行政機関（※）の長は、次の①～③に掲げる事項（公になっていないものに限る。）を特別秘密として指定するものとする。

※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

- ① 別表第1号に該当する事項であって、その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

【別表第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- | | |
|---|--|
| イ | 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究 |
| ロ | 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報 |
| ハ | ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 |
| ニ | 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究 |
| ホ | 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量 |
| ヘ | 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法 |
| ト | 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号 |
| チ | 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法 |

リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

- ② 別表第2号に該当する事項であって、その漏えいが我が国の安全保障等（※）に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

※ 「我が国の安全保障等」とは、㊦我が国の安全保障、㊧国の領域の保全又は国民の生命・身体の保護について外国との間で生じている問題の解決をいう。

【別表第2号（外交に関する事項）】

イ 我が国の安全保障等に係る重要施策の方針
ロ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容
ハ 外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報
ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

- ③ 別表第3号に該当する事項であって、その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等（※）に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

※ 「テロリズム防止等」とは、㊦テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、テロ行為が発生した事態及びこれに類するもの）による被害の発生・拡大の防止、㊧特定有害活動（国内外の組織によるテロ活動、及び外国の利益を図る目的で行われる諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動）の抑止をいう。

【別表第3号（公共の安全と秩序の維持に関する事項）】

イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究
ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報
ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝

達の用に供する暗号

- イ 行政機関の長は、当該行政機関と他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。
- ウ 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年）を定めるものとする。当該有効期間が満了する時において要件を満たす場合には、有効期間を延長するものとし、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。
- エ 行政機関の長は、特段の必要がある場合に限り、他の行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

(2) 特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施

ア 特別秘密を取り扱うことができる者は、適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等（以下「職員等」という。）とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- ・ 行政機関の長、国務大臣（行政機関の長を除く。）、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官等が特別秘密を取り扱う場合
- ・ 特別秘密に係る犯罪の捜査等に従事する職員であって、行政機関の長又は警察本部長が確認措置（特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことを質問により確認する措置をいう。）を講じたものが、必要最小限度の特別秘密を一時的に取り扱う場合

イ 適性を有すると認められた者が特別秘密を取り扱うことができる期間は、原則として5年とする。

ウ 適性評価は、特別秘密を取り扱うことが見込まれる職員等の同意を得て、次に掲げる事項についての調査を実施し、当該職員等が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

- ① 特定有害活動との関係に関する事項
- ② 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ③ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ④ 薬物の濫用及び影響に関する事項
- ⑤ 精神疾患に関する事項
- ⑥ 飲酒についての節度に関する事項
- ⑦ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

エ 上記の調査事項①に関する調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事

項として政令で定めるものについて調査を実施する。

- オ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- カ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を当該職員等に対し通知しなければならない。
- キ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施中の職員等による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該職員等が上記①～③の調査事項についての調査の結果、特別秘密を漏らすおそれがないこと等の要件を満たすときは、適性を有すると仮に認めることができる。
- ク 適性評価の実施に当たって取得する個人情報の目的外利用・提供を禁止するとともに、適性評価の実施への不同意又は適性を有しないと認められたことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

2 特別秘密の漏えい等に対する罰則

- (1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。

ア 特別秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）

イ 業務により特別秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）

- (2) 次に掲げる行為による特別秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。

ア 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

イ 財物の窃取

ウ 施設への侵入

エ 保管庫等を損壊し、又は無断で開錠する行為

オ 会議室等に無断で盗聴器・盗撮器を設置する行為

カ 振動を検知・分析する機器を用いることにより会議室等の外部から音声を盗聴する行為

キ 電気通信を傍受する行為（暗号を用いない無線電気通信の傍受を除く。）

ク 不正アクセス行為、コンピュータ・ウィルス等を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の電子計算機による管理を害する行為

- (3) 故意による漏えい及び上記取得行為の未遂、共謀、教唆及び煽動を処罰する。

- (4) 自首減免規定及び国外犯処罰規定を設ける。

3 その他

次に掲げるもののほか、所要の規定を整備する。

(1) 特別秘密の保護上必要なその他の措置に関する規定

本法に規定するもののほか、政令で定めるところにより、特別秘密の保護上必要な措置を講ずる旨を定める。

(2) 訓示的规定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的な人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

(3) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特別秘密を取り扱うことができる者を適性評価によってその適性を有すると認められた職員等に限定する規定は、公布の日から3年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(4) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特別秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

(5) 内閣法の一部改正に関する規定

内閣情報官が掌理する事務について所要の改正を行う。

読替表（法律案）

○都道府県警察における特別秘密の取扱者等（第六条第三項関係）

<p>行政機関（読替え前）</p>	<p>都道府県警察（読替え後）</p>
<p>（特別秘密の取扱者等）</p> <p>第六条 行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であつて、当該各号に定める要件に該当するものとする。</p> <p>一 当該行政機関の職員であつて、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの 当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。</p> <p>二 当該行政機関の職員であつて、第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの 当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行</p>	<p>（特別秘密の取扱者等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項及び前項（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>【以下第六条第一項並びに第二項第一号及び第三号の準用部分（傍線部分が読替え部分）】</p> <p>（特別秘密の取扱者等）</p> <p>第六条 都道府県警察において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であつて、当該各号に定める要件に該当するものとする。</p> <p>一 当該都道府県警察の職員であつて、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの 当該警察本部長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。</p> <p>二 当該都道府県警察の職員であつて、第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの 当該警察本部長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該</p>

政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。)

2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、特別秘密を取り扱うことができるものとする。

一 当該行政機関の長

二 (略)

三 特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であつて、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員について確認措置(次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ。)を講じたもの(当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合に限る。)

四 (略)

3・4 (略)

警察本部長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。)

2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、特別秘密を取り扱うことができるものとする。

一 当該警察本部長

三 特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する都道府県警察の職員であつて、当該警察本部長が当該職員の同意を得た上で当該職員について確認措置(次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ。)を講じたもの(当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合に限る。)

○都道府県警察の職員に係る適性評価（第九条関係）

行政機関（読替え前）

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条 行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一 当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であつて、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

三 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知をした日から五年を経過していない者であつて、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2 行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施する

都道府県警察（読替え後）

（都道府県警察の職員に係る適性評価）

第九条 前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これらの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号及び同条第五項中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、同条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第三項の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、前条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「次条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、それぞれ読み替えるものとする。

【以下第七条及び第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条 警察本部長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一 当該都道府県警察の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二 当該警察本部長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であつて、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

三 当該警察本部長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知をした日から五年を経過していない者であつて、当該警察本部長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2 警察本部長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するも

ものとする。

- 一 特定有害活動との関係に関する事項
 - 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
 - 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
 - 四 薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
 - 五 精神疾患に関する事項
 - 六 飲酒についての節度に関する事項
 - 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 3 行政機関の長は、前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。
- 4 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。
- 一 行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
 - 二 行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、及び資料の提出を求めさせ、並びに照会して報告を求めることがある旨
 - 三 第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨
- 5 行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 6 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。
- 7 前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認められた旨を

ものとする。

- 一 特定有害活動との関係に関する事項
 - 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
 - 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
 - 四 薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
 - 五 精神疾患に関する事項
 - 六 飲酒についての節度に関する事項
 - 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 3 警察本部長は、前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。
- 4 警察本部長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。
- 一 警察本部長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
 - 二 警察本部長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、及び資料の提出を求めさせ、並びに照会して報告を求めることがある旨
 - 三 第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨
- 5 警察本部長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、当該道府県警察の職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 6 警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。
- 7 前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認められた旨を

通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8 第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条 行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であつて、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一 前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二 前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2 行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めるときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

通知するときは、警察本部長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8 第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第三項の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条 警察本部長は、適性評価を実施中の評価対象者（次条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号に掲げる者であつて、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一 前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二 前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2 警察本部長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めるときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

○契約業者の役職員等に係る適性評価（第十条関係）

<p>行政機関（読替え前）</p>	<p>（行政機関の職員に係る適性評価）</p> <p>第七条 行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。</p> <p>一 当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者</p> <p>二 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの</p> <p>三 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認められるもの</p> <p>2 行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施する</p>
<p>契約業者（読替え後）</p>	<p>（契約業者の役職員等に係る適性評価）</p> <p>第十条 第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号及び同条第五項中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」と、第七条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第四項第一号」と、第八条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第十条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>【以下第七条及び第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】</p> <p>（行政機関の職員に係る適性評価）</p> <p>第七条 行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。</p> <p>一 契約業者の役職員等として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者</p> <p>二 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの</p> <p>三 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認められるもの</p> <p>2 行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施する</p>

ものとする。

- 一 特定有害活動との関係に関する事項
 - 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
 - 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
 - 四 薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
 - 五 精神疾患に関する事項
 - 六 飲酒についての節度に関する事項
 - 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 3 行政機関の長は、前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。
- 4 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。
- 一 行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
 - 二 行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、及び資料の提出を求めさせ、並びに照会して報告を求めることがある旨
 - 三 第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨
- 5 行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 6 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

ものとする。

- 一 特定有害活動との関係に関する事項
 - 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
 - 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
 - 四 薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
 - 五 精神疾患に関する事項
 - 六 飲酒についての節度に関する事項
 - 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 3 行政機関の長は、前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。
- 4 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。
- 一 行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
 - 二 行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、及び資料の提出を求めさせ、並びに照会して報告を求めることがある旨
 - 三 第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨
- 5 行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、契約業者の役員等に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 6 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を契約業者及び評価対象者に対し通知しなければならない。

7 前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8 第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条 行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であつて、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一 前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二 前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2 行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたとときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

7 前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8 第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第四項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条 行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（第十条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号に掲げる者であつて、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一 前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二 前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2 行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたとときは、その旨を契約業者及び評価対象者に対し通知するものとする。

○確認措置の実施に関して取得する個人情報^の利用及び提供の制限並びに不利益取扱いの禁止（第十三条関係）

適性評価（読替え前）

確認措置（読替え後）

（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）
 第十一条 行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
 （不利益取扱いの禁止）

第十二条 行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかつたこと又は適性評価に

（確認措置の実施についての準用）
 第十三条 第十一条及び前条第一項の規定は、確認措置の実施について準用する。この場合において、第十一条中「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、前条第一項中「行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかつたこと又は適性評価により適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施について第六条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。」の規定による同意をしなかつたこと又は同号の規定による質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかつたこと」と、それぞれ読み替えるものとする。

【以下第十一条及び第十二条第一項の準用部分（傍線部分が読替え部分）】
 （適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）
 第十一条 行政機関の長及び警察本部長は、適性評価又は確認措置の実施以外の目的のために、確認措置の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
 （不利益取扱いの禁止）

第十二条 行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が確認措置の実施について第六条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。の規定による

より適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならぬ。

電
(略)

同意をしなかったこと又は同号の規定による質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならぬ。

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第47回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年10月12日 19:01

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (22 KB); ①条文案・理由.jtd (71 KB); ②読替表(法律案).jtd (192 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第47回)を、10月12日(金)に内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

[Redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])

[Redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第47回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年10月12日 19:05

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (22 KB); ①条文案・理由.jtd (71 KB); ②読替表(法律案).jtd (192 KB)

警察庁警備局警備企画課 小林様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第47回)を、10月12日(金)に内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。


なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部





Tel 03-5253-2111 (内線 )

 (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第47回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年10月12日 19:06

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (22 KB); ①条文案・理由.jtd (71 KB); ②読替表(法律案).jtd (192 KB)

公安調査庁 総務部審理室 [REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第47回)を、10月12日(金)に内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第47回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年10月12日 19:08

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (22 KB); ①条文素案・埋田.jtd (71 KB); ②読替表(法律案).jtd (192 KB)

法務省 刑事局公安課 櫻谷様 [REDACTED]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第47回)を、10月12日(金)に内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第47回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年10月12日 19:09

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (22 KB); ①条文案・理由.jtd (71 KB); ②読替表(法律案).jtd (192 KB)

外務省 大臣官房総務課 [redacted] 様、[redacted] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第47回)を、10月12日(金)に内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[redacted]

[redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第47回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年10月12日 19:10

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (22 KB); ①条文案・理由.jtd (71 KB); ②読替表(法律案).jtd (192 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第47回)を、10月12日(金)に内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

[Redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])

[Redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第47回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年10月12日 19:12

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (22 KB); ①条文案・理由.jtd (71 KB); ②読替表(法律案).jtd (192 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 [redacted] 様、[redacted] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第47回)を、10月12日(金)に内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[redacted]

[redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第47回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年10月12日 19:16

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (22 KB); ①案文素案・理由.jtd (71 KB); ②読替表(法律案).jtd (192 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 下堀様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第47回)を、10月12日(金)に内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)
御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

[Redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])

[Redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第47回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年10月12日 19:17

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (22 KB); ①条文案・理由.jtd (71 KB); ②読替表(法律案).jtd (192 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 根橋様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第47回)を、10月12日(金)に内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

[Redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])

[Redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

秘密保全法制 法制局持込み資料

平成24年10月12日

- 条文案・理由
- 読替表（法律）

特別秘密の保護に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特別秘密の指定等（第三条・第四条）

第三章 特別秘密の取扱い（第五条・第六条）

第四章 適性評価等（第七条―第十三条）

第五章 雑則（第十四条―第十六条）

第六章 罰則（第十七条―第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が增大している中で、政府が国及

び国民の安全の確保に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、**特別秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。**

(定義)

第二条

この法律において「特別秘密」とは、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事

項のうち特に秘匿することが必要であるものとして次条第一項の規定により指定された事項をいう。

2

この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

3 この法律において「我が国の安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一 我が国の安全保障

二 国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。次項第二号及び別表第二号ロにおいて同じ。）との間で生じている問題の解決

4 この法律において「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一 政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖

を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二 外国の利益を図る目的で行われる活動であつて、次に掲げるもの

イ 国及び国民の安全の確保のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ 大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であつて、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

5 この法律において「テロリズム防止等」とは、次に掲げるものをいう。

一 テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であつて、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。別表第三号イにおいて同じ。）による被害の発生又は拡大の防止

二 特定有害活動の抑止

第二章 特別秘密の指定等

（特別秘密の指定）

第三条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては当該行政機関をいい、前条第二

項第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあつてはその機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であつて、公になっていないものうち、当該各号に定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

一 別表第一号に該当する事項 その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

二 別表第二号に該当する事項 その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

三 別表第三号に該当する事項 その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

2 前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

- 一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。
- 二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。
- 三 行政機関の長は、共有事項（当該行政機関が他の行政機関に提供し、若しくは他の行政機関から提供を受けた事項、又は当該行政機関及び他の行政機関が同一の機会に行政機関以外の者から提供を受けた事項をいう。次項及び次条第四項において同じ。）について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（次項において「特定行政機関」という。）の長に協議しなければならない。
- 四 行政機関の長は、前項の規定による協議を経て当該共有事項について指定をしたときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。
- 五 警察庁長官は、警察共有事項（警察庁が都道府県警察に提供し、若しくは都道府県警察から提供を受けた事項、又は警察庁及び都道府県警察が同一の機会に都道府県警察以外の者から提供を受けた事項をいう。以下この項において同じ。）について指定をしたとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る

前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

（指定の有効期間及び解除）

第四条 行政機関の長は、指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時にあって、当該指定をした事項が前条第一項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

3 行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

4 行政機関の長は、他の行政機関の長が指定をした共有事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったと思量するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

第三章 特別秘密の取扱い

(他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合)

第五条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

(特別秘密の取扱者等)

第六条 行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であつて、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一 当該行政機関の職員であつて、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの 当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二 当該行政機関の職員であつて、第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの 当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、特別秘密を取り扱うことができるものとする。

一 当該行政機関の長

二 次に掲げる職を占める者

イ 国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

ロ 内閣官房副長官

ハ 副大臣

二 大臣政務官

ホ イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一項の評価の対象とすることが適当でない職として政令で定める職

三 特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であつて、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員について確認措置（次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ。）を講じたもの（当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合に限る。）

四 法令の規定により他の行政機関の職員をもつて充てることとされている当該行政機関の職員であつて、前項及びこの項（この号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができるもの

3 第一項及び前項（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いにつ

いて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、それぞれ読み替えるものとする。

4 行政機関の長は、前条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、次の各号に掲げる者であつて、当該各号に定める要件に該当するもののみが特別秘密を取り扱うべき旨の条件を付するものとする。

一 当該契約業者の役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）であつて、その者についての第十条において準用する次条第一項の評価で直近に実施されたものにより適性を有すると認められたもの 当該行政機関の長が当該契約業者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二 当該契約業者の役職員等であつて、第十条において準用する第八条第一項の規定により適性を有する

と仮に認められたもの 当該行政機関の長が当該契約業者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長が当該契約業者に対し第十条において準用する次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

第四章 適性評価等

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条 行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一 当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあつては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であつて、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるものの

三 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過して

いない者であつて、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2 行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一 特定有害活動との関係に関する事項

二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

四 薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）

五 精神疾患に関する事項

六 飲酒についての節度に関する事項

七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3 行政機関の長は、前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

- 4 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。
 - 一 行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
 - 二 行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、**若しくは**資料の提出を求めさせ、**又は**照会して報告を求めることがある旨
 - 三 第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨
- 5 行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 6 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。
- 7 前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適

性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8 第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条 行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であつて、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一 前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めべき事情がないこと。

二 前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めべき事情又は当該事情がないことについて疑

いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2 行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めるときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

(都道府県警察の職員に係る適性評価)

第九条 前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これらの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号及び同条第五項中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、同条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第三項の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、前条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「次条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、それぞれ読み替えるものとする。

(契約業者の役職員等に係る適性評価)

第十条 第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号及び同条第五項中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」と、第七条第

八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第四項第一号」と、第八条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第十条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、それぞれ読み替えるものとする。

(適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限)

第十一条 行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を利用し、又は提供してはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第十二条 行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法

律第二百六十一号)の規定を適用しなければならない。

2 契約業者は、その使用し、又は使用していた者が適性評価の実施について第十条において準用する第七条第四項の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(確認措置の実施についての準用)

第十三条 第十一条及び前条第一項の規定は、確認措置の実施について準用する。この場合において、第十条中「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、前条第一項中「行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項(第九条において準用する場合を含む。)の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施について第六条第二項第三号(同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による同意をしなかったこと又は同号の規定による質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったこと」と、それぞれ読み替えるものとする。

第五章 雑則

(その他の保護措置)

第十四条 行政機関の長及び警察本部長は、第三条、第四条及び第六条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、第七条第四項の規定による告知の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(この法律の解釈適用)

第十六条 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようないかなることがあつてはならない。

第六章 罰則

第十七条 特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り

扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2 前項の場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十八条 次に掲げる行為により行政機関、都道府県警察又は契約業者が保有する特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

一 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

二 財物の窃取

三 施設への侵入

四 施設若しくは設備を損壊し、又はその錠を特別秘密を保有する者（次号及び第八号において「保有者

「という。」の同意なくはすず行為

五 映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設に設置する行為

六 施設又は施設の区画された部分に係る振動を当該施設又は当該部分の外部から検知してこれらの内部の音声に係る情報に変換する機能を有する機器を使用する行為

七 有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為

八 不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第六十八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の電子計算機による保有者の管理を害する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 前二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

第十九条 第十七条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五

年以下の懲役に処する。

2 第十七条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第二十条 第十七条第三項若しくは第十八条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十七条第一項、第二項若しくは第十八条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第二十一条 第十七条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 第十八条及び第十九条の罪は、刑法第二条の例に従う。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

二 附則第六条の規定 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律（平成二十四年法律第 号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（自衛隊法の一部改正）

第二条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）」を「自衛隊の権限（第八十七条―第九十六条）」に、「第二百二十六条」を「第二百二十五条」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 自衛隊の権限

第九十六条の二を削る。

第二百二十二条を削り、第二百二十三条を第二百二十二条とし、第二百二十四条から第二百二十六条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第四を削る。

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の自衛隊

法（次条において「旧自衛隊法」という。）第九十六条の二第一項の規定により防衛秘密として指定されている事項は、施行日において第三条第一項の規定により防衛大臣が同項第一号に係る特別秘密として指定した事項とみなす。この場合において、防衛大臣は、施行日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第四条 施行日前にした行為及び旧自衛隊法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務としていた者であつて施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものがその業務により知得した防衛秘密に関し、施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六条 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十四条の見出しを「(個人情報保護の保護に関する法律等の一部改正)」に改め、同条に次の一号を加える。

三 特別秘密の保護に関する法律(平成二十四年法律第 号)第二条第 項第一号

(内閣法の一部改正)

第七条 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「助け、」の下に「第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律(平成二十四年法律第 号)第二条第 項に規定する特別秘密の保護に関するもの及び」を加える。

(調整規定)

第八条 施行日が国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)の施行の日後である場合には、前条中「第十八条第二項」とあるのは「第十九条第二項」とする。

別表(第三条、第五条関係)

一 防衛に関する事項であって、次に掲げるもの

イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量

ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様

、性能又は使用方法

リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作

、検査、修理又は試験の方法

ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの

- イ 我が国の安全保障等に係る重要施策の方針
- ロ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容
- ハ 外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号
- 三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの
 - イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究
 - ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報
 - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
 - ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

理由

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する一定の事項のうち特に秘匿することが必要なものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えい等に対する罰則等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

読替表 (法律案)

○都道府県警察における特別秘密の取扱者等 (第六条第三項関係)

行政機関 (読替之前)

都道府県警察 (読替之後)

(特別秘密の取扱者等)
第六条 行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であつて、当該各号に定める要件に該当するものとする。
 一 当該行政機関の職員であつて、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性(以下単に「適性」という。)を有すると認められたもの 当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。
 二 当該行政機関の職員であつて、第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの 当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと(当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行

(特別秘密の取扱者等)
第六条 (略)
 2 (略)
 3 第一項及び前項(第二号及び第四号を除く。)の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、それぞれ読み替えるものとする。
 4 (略)
【以下第六条第一項並びに第二項第一号及び第三号の準用部分(傍線部分が読替え部分)】
 (特別秘密の取扱者等)
第六条 都道府県警察において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であつて、当該各号に定める要件に該当するものとする。
 一 当該都道府県警察の職員であつて、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性(以下単に「適性」という。)を有すると認められたもの 当該警察本部長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。
 二 当該都道府県警察の職員であつて、第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの 当該警察本部長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと(当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該

政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。)

2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、特別秘密を取り扱うことができるものとする。

一 当該行政機関の長

二 (略)

三 特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であつて、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員について確認措置(次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ。)を講じたもの(当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合に限る。)

四 (略)

8・4 (略)

警察本部長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。)

2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、特別秘密を取り扱うことができるものとする。

一 当該警察本部長

三 特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する都道府県警察の職員であつて、当該警察本部長が当該職員の同意を得た上で当該職員について確認措置(次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ。)を講じたもの(当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合に限る。)

○都道府県警察の職員に係る適性評価（第九条関係）

行政機関（読替え前）

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条 行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

- 一 当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者
- 二 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの
- 三 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2 行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施する

都道府県警察（読替え後）

（都道府県警察の職員に係る適性評価）

第九条 前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これらの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号及び同条第五項中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、同条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第三項の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、前条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「次条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、それぞれ読み替えるものとする。

【以下第七条及び第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条 警察本部長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

- 一 当該都道府県警察の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者
- 二 当該警察本部長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの
- 三 当該警察本部長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該警察本部長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2 警察本部長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するも

ものとする。

一 特定有害活動との関係に関する事項

二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

四 薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）

五 精神疾患に関する事項

六 飲酒についての節度に関する事項

七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3 行政機関の長は、前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならぬ。

一 行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二 行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨

三 第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5 行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7 前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を

ものとする。

一 特定有害活動との関係に関する事項

二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

四 薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）

五 精神疾患に関する事項

六 飲酒についての節度に関する事項

七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3 警察本部長は、前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4 警察本部長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならぬ。

一 警察本部長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二 警察本部長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨

三 第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5 警察本部長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、当該道府県警察の職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6 警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7 前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を

通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8 第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条 行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であつて、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一 前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二 前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2 行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたとときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

通知するときは、警察本部長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8 第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第三項の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条 警察本部長は、適性評価を実施中の評価対象者（次条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号に掲げる者であつて、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一 前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二 前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2 警察本部長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたとときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

○ 契約業者の役職員等に係る適性評価（第十条関係）

行政機関（読替え前）

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条 行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一 当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であつて、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

三 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知をした日から五年を経過していない者であつて、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2 行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施する

契約業者（読替え後）

（契約業者の役職員等に係る適性評価）

第十条 第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号及び同条第五項中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」と、第七条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第四項第一号」と、第八条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第一項第一号」と、それぞれ読み替えるものとする。

【以下第七条及び第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条 行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一 契約業者の役職員等として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であつて、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

三 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知をした日から五年を経過していない者であつて、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2 行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施する

ものとする。

- 一 特定有害活動との関係に関する事項
- 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
- 四 薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
- 五 精神疾患に関する事項
- 六 飲酒についての節度に関する事項
- 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 3 行政機関の長は、前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。
- 4 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならぬ。
 - 一 行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
 - 二 行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨
- 三 第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨
- 5 行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 6 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

ものとする。

- 一 特定有害活動との関係に関する事項
- 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
- 四 薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
- 五 精神疾患に関する事項
- 六 飲酒についての節度に関する事項
- 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 3 行政機関の長は、前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。
- 4 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならぬ。
 - 一 行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
 - 二 行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨
- 三 第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨
- 5 行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、契約業者の役員等に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 6 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を契約業者及び評価対象者に対し通知しなければならない。

7 前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8 第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条 行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であつて、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一 前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二 前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2 行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認められたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

7 前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8 第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第四項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条 行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（第十条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号に掲げる者であつて、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一 前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二 前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2 行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認められたときは、その旨を契約業者及び評価対象者に対し通知するものとする。

○ 確認措置の実施に関して取得する個人情報^{（注）}の利用及び提供の制限並びに不利益取扱いの禁止（第十三条関係）

適性評価（読替之前）

確認措置（読替之後）

（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）
 第十一条 行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
 （不利益取扱いの禁止）

第十二条 行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価に

（確認措置の実施についての準用）
 第十三条 第十一条及び前条第一項の規定は、確認措置の実施について準用する。この場合において、第十一条中「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、前条第一項中「行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施について第六条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。」の規定による同意をしなかったこと又は同号の規定による質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったこと」と、それぞれ読み替えるものとする。

【以下第十一条及び第十二条第一項の準用部分（傍線部分が読替え部分）】
 （適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）
 第十一条 行政機関の長及び警察本部長は、適性評価又は確認措置の実施以外の目的のために、確認措置の実施に当たって取得する個人情報^{（注）}を自ら利用し、又は提供してはならない。
 （不利益取扱いの禁止）

第十二条 行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が確認措置の実施について第六条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定による

2
(略)

より適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならぬ。

同意をしなかったこと又は同号の規定による質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならぬ。